

四

三

—  
—

○財務省告示第二百二十六号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項及び政府資金調達規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成三十年八月二十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成三十年九月七日

用 振  
等 替  
法 の  
滴

## 六

イ  
イ  
發入価  
札格行  
發競  
行爭額行争非者  
入価・別債  
札格第參市  
發競I加場

## 五

口  
イ  
方募入価法入  
札格決  
發競定  
行争の

十いづ第一項十び財十は発四う億額  
 九てき百項、三に政三、行十ち七面  
 億は発三、同条特融億額し六、千金  
 七、行十第条第別資円面た条特万額  
 千額し七百第一会資、金割第別円で  
 万面た条三四項計金財額引一會一  
 円金政第十項、に法政で短項計兆  
 額府一六、第関第法第七条第  
 で短項条第九す九兆国規関千  
 二期の第九十る条四債定す七  
 千証規一十四法第  
 九券定項五条律一  
 百にに及条第第項  
 九つ基び第二八並、五てき第

込募各当も各  
 み限國ての申  
 の度債るか込  
 応額市。らみ  
 募の場その  
 額範特のう  
 を囲別応ち  
 割内参募応  
 りに加額募  
 当お者を価  
 ていご順格  
 るてと次の  
 。各の割高  
 申応りい  
 価一を場で  
 格国定特あ  
 競債め別つ  
 争市る参て  
 入場も加、  
 札特の者財  
 発別にご務  
 行參よと大  
 一加るに臣  
 と者發応が  
 い・行募各  
 う第へ限國  
 。I以度債  
 非下額市

十 二	口 イ 一	十 十	九 八	七	口
		發	振額最	払	
		替	低行争非者特国入価込	行争非者特国	
償行争非者特国入価發			入価・別債札格行	入価・別債	
還入価・別債札格行			單面	札格第參市發競金	札格第參市
期札格第參市發競價			位金	發競I加場行爭額	發競I加場
限發競I加場行爭格日					
た平	六額四額	平す額の振	五	二三二一	面た条特
だ成	厘面厘面	成るの記替	万	千千万兆	金割第別
し三	金以金	三。整載法	円	円二八七	額引一會
、十	額上額	十数又の		百千千	で短項計
償一年	百の百	倍は規		五八七	三期のに
還年八	円そ円	の記定		十百百	千國規閥
期八月	にれに	月金録に		二円八	二債定す
が月	つぞつ	二額はよ		億十	百ににる
銀二十	きれき	十に、る		六億	四つ基法
行休日	百の百	日よ最振		百四	十いづ律
	円応円	る低替		五千	七てき第
	十募十	も額口		十百	億は発四
	五価五	の面座		三三	円、行十
に	錢格錢	と金簿		万十	額し六

十  
六  
五  
四  
三

払 者 入 場 元 償  
込 札 所 金 還  
期 参 支 金  
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当  
成 務 本 面 還 た  
三 大 銀 金 金 る  
十 臣 行 額 を と  
年 か 百 支 き  
八 ら 円 払 は  
月 通 に う 、  
二 知 つ 。 そ  
十 を き の  
日 受 百 翌 営  
け け 円 業 日  
た 者 に